

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第 4 0 6 会計隊長 野田 幸司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5P9B1KH00160		5PWH1AX0013 0001				6	
品名 または 件名							
(7) 前橋宿舎給湯器取替更新工事							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
6.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
相馬原駐業			厚生科				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
厚生班 宿舎係 2 3 3 3			令和7年11月28日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第 4 0 6 会計隊契約班にて掲示、配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年8月8日 (金) 15時30分 相馬原駐屯地 1 号隊舎 3 階商議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次の各項目のすべての条件を満たす者
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - コ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(2) 低入札価格調査について

- ア 予算決算及び会計令第 8 5 条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札

者とならない場合がある。

イ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札（押印省略の場合は入札者の氏名に加え、担当者の氏名および連絡先を記入すること）

(5) 契約書等の作成

ア 契約金額が250万円を超える場合は契約書を作成する。

イ 契約金額が100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。

ウ 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

(6) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(7) 落札の決定方法

予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（郵便による入札が同価となった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施）

(8) その他

ア 郵便等による入札については、入札前日の17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を第406会計隊契約班まで行くとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

イ 電報・電話等による入札は認めない。

ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（入札前日の17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

エ 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意、なお郵便入札時は不要）

オ 入札に参加する者は、提出期限までに市価調査を提出すること。（FAX可）

カ 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班にて閲覧されたい。

キ 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

ク 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班 担当：小宮

TEL：0279-54-2011 内線(2369) FAX：0279-54-6960（直通）

（仕様書等に関する事項）

陸上自衛隊相馬原駐屯地 業務隊厚生科宿舎係 TEL：0279-54-2011 内線(2333)

本公告は、陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班

陸上自衛隊東部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/mafin> に掲載。

仕様書番号	7
作成年月日	令和7年5月12日
作成部隊名	相馬原駐屯地業務隊厚生科

前橋宿舎給湯器取替更新工事

工事名称	前橋宿舎給湯器取替更新工事		
図面名称	表紙		
縮尺	—	図面番号	1 / 4

特記仕様書

1 工事件名

前橋宿舎給湯器取替更新工事

2 工事場所

群馬県前橋市緑が丘町17 陸上自衛隊前橋宿舎

3 工事概要

給湯器交換 104号室、107号室、204号室、208号室、301号室、310号室
計6箇所

4 工事内容

前橋宿舎の老朽化した給湯器の更新工事を行うもの。

5 撤去工事

撤去する機器については、下記のものとする。

名 称	規 格	数 量	備 考
既設ガス風呂給湯器	KG-816RFBW-RK	6台	
既設リモコン	KG-816RFBW-RK B71	6台	浴室用
	R71	6台	台所用

6 設置工事

(1) 新設する資材については、下記のもの又は同等品以上のものとする。

名 称	規 格	数 量	備 考
ガス風呂給湯器	GT-C2472SAW-PSBL 20A LGP	6台	
リモコンマルチセット	RC-J 101E	6式	浴室・台所用セット品

(2) 設置工事に必要となる資器材については、請負者が用意するものとし、適切な設置、処理を行うものとする。

(3) 工事完了後、監督官立合のもと試運転調整を行い、結果報告書を監督官に提出するものとする。

7 その他

(1) 作業実施日については、監督官と協議すること。

(2) 本工事施工箇所以外で不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに、修理見積書を作成し提出するものとする。

(3) 本工事における施工保証は、竣工検査合格後1年間とする。

工事名称	前橋宿舎給湯器取替更新工事		
図面名称	特記仕様書		
縮 尺	—	図面番号	2 / 4

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本特記仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 本工事の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、特記仕様書、共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書・防衛施設共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

2 適用範囲

本特記仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減又は工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

7 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、請負者側が負担する。

8 諸法規等の厳守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び、関係各法規並びに当該工事に関する諸法規、官側の規定を厳守し、工事の円滑な進捗を図る。

9 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を実施する。

工事名称	前橋宿舎給湯器取替更新工事		
図面名称	共通仕様書		
縮 尺	—	図面番号	3 / 4

10 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストの写しを監督官に提出する。

11 竣工検査

請負者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 工程表及び施工計画書

請負者は、請負契約成立後、工事工程表を早期に官側に提出し、工事の手順及び、施工計画について承認を受けた後でなければ、着工してはならない。

15 提出書類

請負者は、契約後、速やかに官側の指示する書類を提出する。

16 工事写真

請負者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真を工程表順に工事写真帳に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格がわかるように撮影すること。

17 疑義

仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

工事名称	前橋宿舎給湯器取替更新工事		
図面名称	共通仕様書（２）		
縮 尺	—	図面番号	４／４